

令和4年度教科書採択関係状況調査調査結果（都道府県教育委員会）

調査期間：令和4年10月6日から11月4日

回答者：都道府県教育委員会（特に記載のない場合は全国47都道府県が回答）

調査項目：令和4年度に行った、令和5年度から公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。なお、特別支援学校の高等部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

1 採択事務のスケジュール等について

1-1

都道府県教育委員会における採択の決定時期等について

1-1-1

都道府県立の高等学校で使用する教科書の採択決定時期について

	数	割合
① 7月16日以前	2	4.3%
② 7月17日～7月31日	0	0.0%
③ 8月1日～8月10日	5	10.6%
④ 8月11日～8月20日	3	6.4%
⑤ 8月21日～8月31日	19	40.4%
⑥ 9月1日以降	18	38.3%
合計	47	100%

1-1-2

都道府県教育委員会（※）が設定した市町村教育委員会による需要数報告の期限について

	数	割合
① 7月16日以前	5	14.7%
② 7月17日～7月31日	8	23.5%
③ 8月1日～8月16日	10	29.4%
④ 8月17日～8月31日	7	20.6%
⑤ 9月1日～9月16日	2	5.9%
⑥ 特段設けていない。	2	5.9%
合計	34	100%

※市（区）町村立高等学校を設置する市（区）町村の所在する34都道府県について

1-2

都道府県教育委員会における採択権限の行使方法について

	数	割合
① 教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	20	42.6%
② 教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	12	25.5%
③ 教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	3	6.4%
④ 教育長の専決により教科書を採択している（事後に教育委員会に報告し、教育委員の意見聴取をする場合を含む）。	12	25.5%
合計	47	100%

1-3

都道府県教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

1-3-1

都道府県教育委員会の管轄下における都道府県立高等学校で使用する教科書を採択する際の各学校への採択希望の聴取状況について

	数	割合
①各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択をしている。	0	0.0%
②各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取していない。	1	2.1%
③各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取している。	46	97.9%
合計	47	100%

1-3-2

各学校が都道府県教育委員会に希望を提出している場合の審査について

	数	割合
①教科書の内容の適切性の検討を行った。	43	91.5%
②教科書の内容の適切性以外の形式的な確認のみを行った。 例) 採択希望のあった教科書が教科書目録から選択されているか、 教科・科目・種目と一致しているか 等	4	8.5%
合計	47	100%

1-3-3

各学校が都道府県教育委員会（※）に希望を提出したことを受けて審査を行う場合の観点について（複数選択可能）

	数	割合
①都道府県の教育目標・方針への適合性	21	48.8%
②各学校・学科の教育目標・方針への適合性	31	72.1%
③学校における選定理由	43	100%
④その他	4	9.3%

※1-3-2で「①教科書の内容の適切性の検討を行った。」を選択した43都道府県が回答

1-3-4

各学校が都道府県教育委員会（※）に希望を提出したことを受けて審査を行う場合の採択結果について

	数	割合
①全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った。	42	97.7%
②1つ以上の学校において、1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った。	1	2.3%
合計	43	100%

※1-3-2で「①教科書の内容の適切性の検討を行った。」を選択した43都道府県が回答

2 採択にあたっての調査研究について

2-1

都道府県の教科用図書選定審議会の委員について

		当該組織の 構成員総人 数	内訳							
			(1)保護者	(2)校長	(3)教諭等	(4)教育長	(5)教育委員	(6)教育委員会事 務局職員	(7)その他	
①	都道府県の 教科用図書選定 審議会の委員	人数 (人)	618	55	118	166	87	54	176	91
		割合 (%)	100	8.9	19.1	26.9	14.1	8.7	28.5	14.7
②	都道府県の教科 用図書選定審議 会の調査員	人数 (人)	758	4	14	498	1	9	224	8
		割合 (%)	100	0.5	1.8	65.7	0.1	1.2	29.6	1.1

2-2

都道府県立高等学校で使用する教科書の採択にあたっての調査研究組織体制について（複数選択可能）

	数	割合
①教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	22	46.8%
②各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	44	93.6%
③複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	2	4.3%
④その他の方法で調査研究組織を設置	1	2.1%

2-3

都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	数	割合
①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	43	91.5%
②域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない。	4	8.5%
合計	47	100%

2-4

都道府県教育委員会が採択に関する基準を設けている場合に、その基準を各学校に示しているかについて

	数	割合
①採択に関する基準を示した。	43	100%
②採択に関する基準を示さなかった。	0	0.0%
合計	43	100%

※2-3で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した43都道府県が回答

2-5

都道府県教育委員会が採択に関する基準を設けている場合、その項目について（複数選択可能）

	数	割合
①教育基本法、学習指導要領への準拠性	34	79.1%
②都道府県の教育目標・方針への適合性	20	46.5%
③各学校・学科の教育目標・方針への適合性	39	90.7%
④各教科書の説明等の理解しやすさ	25	58.1%
⑤各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	25	58.1%
⑥各教科書の使いやすさや見やすさ	25	58.1%
⑦いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	16	37.2%
⑧その他の観点や基準	10	23.3%

※2-3で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した43都道府県が回答

3 採択に係る資料の公表等について

3-1

都道府県教育委員会における採択資料の公表等について

	公表※	非公表	公表の方法、時期（複数回答可）			非公表の理由		
			ホームページ	情報センサー等	その他	静ひつな採択環境を確保するため	請求があれば開示しているため	その他
① 都道府県教育委員会が作成する採択基準	18 38.3%	29 61.7%	15	6	1	5	21	3
② 都道府県教育委員会が作成する選定関係資料	13 27.7%	34 72.3%	8	5	2	5	22	7
③ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択結果	37 78.7%	10 21.3%	29	11	3	1	9	0
④ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択理由	18 38.3%	29 61.7%	9	9	1	6	20	3
⑤ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録	26 55.3%	21 44.7%	26	1	0	7	6	8

※請求に応じて開示している場合や報道関係者への資料配布等のみを行った場合は「公表」に含まない。

4 教科書見本の取扱いについて

4-1

都道府県教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供について（複数選択可）

	数	割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	1	2.1%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	27	57.4%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	11	23.4%
④見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	2	4.3%
⑤見本本の比較資料も見本本自体も提供していない。	2	4.3%
⑥教科書展示会で見本本の閲覧の機会を提供している。	10	21.3%
⑦その他	7	14.9%

4-2

都道府県教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

	数	割合
①教科書見本の送付部数限度は適切である。	39	83.0%
②教科書見本の送付部数限度は多い。	5	10.6%
③教科書見本の送付部数限度は少ない。	3	6.4%
合計	47	100%

5 教科書展示会について

5-1

教科書展示会の会場数等について

①都道府県域内において開催された法定展示会（※）の会場数の総数	1195
②来場者数の把握（概数でも構いません）を行っている法定展示会の会場数	856
③来場者数の把握を行っていない法定展示会の会場数	339

※令和4年度における「法定展示期間」は6月1日から7月31日までの任意の14日間。

来場者数の把握を行っている法定展示会の856の会場の内、来場者数の延べ人数は39995人（概数）

6 図書館等への教科書の整備について

6-1

都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数選択可能）

	数	割合
①教科書センターで閲覧に供するようにしている（教科書見本を含む）。	45	95.7%
②学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	1	2.1%
③公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	13	27.7%
④特に整備していない。	1	2.1%

7 採択に関する公正確保について

7-1

都道府県教育委員会における公正確保のための措置について（複数選択可能）

	数	割合
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	47	100%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った。	6	12.8%
③特に措置を行っていない。	0	0.0%

令和4年度教科書採択関係状況調査調査結果（市区町村教育委員会）

調査期間：令和4年10月6日から11月4日

回答者：高等学校を設置する市区町村教育委員会（特に記載のない場合は105市区町村が回答）

調査項目：令和4年度に行った、令和5年度から公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。なお、特別支援学校の高等部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため実際は100%にならない場合があります。

1 採択事務のスケジュール等について

1-1

市区町村教育委員会における採択の決定時期について

	数	割合
① 7月16日以前	21	20.0%
② 7月17日～7月31日	37	35.2%
③ 8月1日～8月10日	15	14.3%
④ 8月11日～8月20日	6	5.7%
⑤ 8月21日～8月31日	21	20.0%
⑥ 9月1日以降	5	4.8%
合計	105	100%

1-2

市区町村教育委員会における採択権限の行使方法について

	数	割合
①教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	92	87.6%
②教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	4	3.8%
③教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	1	1.0%
④教育長の専決により教科書を採択している（事後に教育委員会に報告し、教育委員の意見聴取をする場合を含む）。	8	7.6%
合計	105	100%

1-3

市区町村教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

1-3-1

市区町村教育委員会の管轄下における市区町村立高等学校で使用する教科書を採択する際の各学校への採択希望の聴取状況について

	数	割合
①各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択をしている。	1	1.0%
②各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取していない。	9	8.6%
③各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取している。	95	90.5%
合計	105	100%

1-3-2

各学校が市区町村教育委員会（※）に希望を提出している場合の審査について

	数	割合
①教科書の内容の適切性の検討を行った。	91	87.5%
②教科書の内容の適切性以外の形式的な確認のみを行った。 例) 採択希望のあった教科書が教科書目録から選択されているか、 教科・科目・種目と一致しているか 等	11	10.6%
③検討を行わなかった。	2	1.9%
合計	104	100%

※1-3-1で②又は③（各学校の採択希望を聴取している場合）を選択した104市区町村が回答

1-3-3

各学校が市区町村教育委員会（※）に希望を提出したことを受けて行う審査の観点について（複数選択可能）

	数	割合
①都道府県の教育目標・方針への適合性	28	30.8%
②市町村の教育目標・方針への適合性	56	61.5%
③各学校・学科の教育目標・方針への適合性	70	76.9%
④学校の選定理由	83	91.2%

※1-3-2で「①教科書の内容の適切性の検討を行った。」を選択した91市区町村が回答

1-3-4

各学校が市区町村教育委員会に希望を提出したことを受けて審査を行う場合の採択結果について

	数	割合
①全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った。	91	100%
②1つ以上の学校において、1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った。	0	0%
合計	91	100%

※1-3-2で「①教科書の内容の適切性の検討を行った。」を選択した91市区町村が回答

2 採択にあたっての調査研究について

2-1

市区町村立高等学校で使用する教科書の採択にあたっての調査研究組織体制について（複数選択可能）

	数	割合
①教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	10	9.5%
②各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	95	90.5%
③複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	1	1.0%
④その他の方法で調査研究組織を設置	5	4.8%

2-2

市区町村立高等学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	数	割合
①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	76	72.4%
②域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない。	29	27.6%
合計	105	100%

2-3

市区町村教育委員会（※）が採択に関する基準を設けている場合に、その基準を示しているかについて

	数	割合
①採択に関する基準を示した。	74	97.4%
②採択に関する基準を示さなかった。	2	2.6%
合計	76	100%

※2-2で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した76市区町村

2-4

市区町村教育委員会（※）が採択に関する基準を設けている場合、その項目について（複数選択可能）

	数	割合
①教育基本法、学習指導要領への準拠性	56	73.7%
②都道府県の教育目標・方針への適合性	29	38.2%
③市区町村の教育目標・方針への適合性	48	63.2%
④各学校・学科の教育目標・方針への適合性	59	77.6%
⑤各教科書の説明等の理解しやすさ	49	64.5%
⑥各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	51	67.1%
⑦各教科書の使いやすさや見やすさ	51	67.1%
⑧いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	30	39.5%
⑨その他の観点や基準	4	5.3%

※2-2で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した76市区町村

3 採択に係る資料の公表等について

3-1

市区町村教育委員会における採択資料の公表等について

	公表※	非公表	公表の方法、時期（複数回答可）			非公表の理由			
			ホームページ	情報センター等	その他	都道府県教育委員会が公表しているため	静ひつな採択環境を確保するため	請求があれば開示しているため	その他
① 市区町村教育委員会が作成する採択基準	25 26.3%	80 84.2%	19	9	1	1	25	39	15
② 市区町村教育委員会が作成する選定関係資料	27 28.4%	78 82.1%	16	13	2	1	24	46	7
③ 市区町村立高等学校で使用する教科書の採択結果	48 50.5%	57 60.0%	38	12	5	0	10	46	1
④ 市区町村立高等学校で使用する教科書の採択理由	31 32.6%	74 77.9%	23	9	3	0	18	54	2
⑤ 市区町村立高等学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録	51 53.7%	54 56.8%	46	9	1	0	14	38	2

※請求に応じて開示している場合や報道関係者への資料配布等のみを行った場合は「公表」に含まない。

4 教科書見本の取扱いについて

4-1

市区町村教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供について（複数選択可能）

	数	割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	3	2.9%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	42	40.0%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	35	33.3%
④見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	7	6.7%
⑤見本本の比較資料も見本本自体も提供していない。	10	9.5%
⑥教科書展示会で見本本の閲覧の機会を提供している。	28	26.7%
⑦その他	6	5.7%

4-2

市区町村教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

	数	割合
①教科書見本の送付部数限度は適切である。	98	93.3%
②教科書見本の送付部数限度は多い。	1	1.0%
③教科書見本の送付部数限度は少ない。	6	5.7%
合計	105	100%

5 図書館等への教科書の整備について

5-1

市区町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数選択可能）

	数	割合
①学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	6	5.7%
②公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	30	28.6%
③特に整備していない。	70	66.7%

6 採択に関する公正確保について

6-1

市区町村教育委員会における公正確保のための措置について（複数選択可能）

	数	割合
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	105	100%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った。	3	2.9%
③特に措置を行っていない。	0	0.0%

令和4年度教科書採択関係状況調査調査結果（国立・公立大学法人が設置する高校、私立高校用）

調査期間：令和4年10月6日から11月4日

回答者：国立・公立大学法人が設置する高等学校（26学校が回答）、私立高等学校（1164学校が回答）

調査項目：令和4年度に行った、令和5年度から公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。なお、特別支援学校の高等部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

1 採択決定時期と採択方法について

1-1

採択の決定時期等について

	国立・公立大学法人が設置する高校		私立	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①7月16日以前	16	61.5%	772	66.3%
②7月17日～7月31日	5	19.2%	273	23.5%
③8月1日～8月10日	1	3.8%	39	3.4%
④8月11日～8月20日	0	0.0%	15	1.3%
⑤8月21日～8月31日	1	3.8%	19	1.6%
⑥9月1日以降	3	11.5%	46	4.0%
合計	26	100%	1164	100%

1-2

採択方法について

	国立・公立大学法人が設置する高校		私立	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①学校内の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	5	19.2%	104	8.9%
②学校内・学校外の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	0	0.0%	17	1.5%
③①又は②のような調査研究のための組織は設置せず、各教科担当の教員等による調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	19	73.1%	993	85.3%
④特定の教員（校長等）が調査研究を行い、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	0	0.0%	27	2.3%
⑤その他	2	7.7%	23	2.0%
合計	26	100%	1164	100%

2 採択に係る資料の公表について

	属性	合計	作成	公表・非公表の別		作成なし
				公表	非公表	
①採択基準	国立・公立	26校 (100%)	10校 (38.5%)	公表	4校	16校 (61.5%)
				非公表	6校	
	私立	1164校 (100%)	210校 (18%)	公表	87校	954校 (82%)
				非公表	123校	
②選定関係資料	国立・公立	26校 (100%)	9校 (34.6%)	公表	4校	17校 (65.4%)
				非公表	5校	
	私立	1164校 (100%)	242校 (20.8%)	公表	95校	922校 (79.2%)
				非公表	147校	
	属性	合計	公表		非公表	
③採択結果	国立・公立	26校 (100%)	17校 (65.4%)		9校 (34.6%)	
	私立	1164校 (100%)	486校 (41.8%)		678校 (58.2%)	
④採択理由	国立・公立	26校 (100%)	15校 (57.7%)		11校 (42.3%)	
	私立	1164校 (100%)	216校 (18.6%)		948校 (81.4%)	